

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から同年9月まで
自治会で申立期間の保険料を納付し、その後、A市役所へ任意加入の喪失届を提出した。昭和55年7月から同年9月までの領収証書を提示し、年金手帳の記録を訂正してもらった記憶がある。申立期間の保険料が還付されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は、昭和55年10月1日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失したことが確認できるが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、同年10月1日の被保険者資格喪失であったものが、同年7月1日に訂正されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったことが推認される。

また、申立人が保管する国民年金領収証書により、申立期間の国民年金保険料を昭和55年7月28日に納付していることが確認できることから、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤った還付手続が行われ、その結果、申立期間が未納となっていることについては、行政側における事務処理の不備が推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から42年3月まで

昭和50年ごろ、過去の国民年金保険料をまとめて納付できるという案内をもらい、納付書が送られてきたので、私がA市のB銀行にバスに乗って納付しに行った。その際、夫の過去の未納分も一緒に納付した。領収書は引越しの際に紛失した。夫は納付済みであるのに、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約34年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に夫婦連番で払い出されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする50年以前に既に納付していた期間のうち、納付日が分かる期間については夫婦同一日に納付していることが確認でき、申立人及びその夫と一緒に納付していたという主張は信憑性が高い。

さらに、申立人の夫は、未納であった昭和38年7月から39年3月までの期間及び申請免除期間のうち追納可能であった40年11月から42年3月までの期間の国民年金保険料を50年11月に特例納付及び追納しており、これは申立人が記憶する納付時期と一致している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額は、申立人の夫の納付金額よりも高額だったと記憶しており、申立人の主張に不合理な点は見られず、申立人が、申立人の夫の過去の未納期間及び申請免除期間のうち追納可能であった期間を特例納付及び追納した際に、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成4年8月16日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成4年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、同年9月は28万円、同年10月から11月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年9月から同年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から同年12月31日まで
② 平成4年8月10日から同年12月12日まで
③ 平成7年7月14日から同年8月31日まで
④ 平成7年10月11日から8年2月11日まで
⑤ 平成8年4月1日から同年5月31日まで
⑥ 平成8年8月1日から同年9月30日まで

申立期間①、③及び⑥について、給与明細書のとおり厚生年金保険料は控除されていない。就職したら社会保険加入は当然であり、事業所が手続を怠った。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、平成4年8月10日に入社したが厚生年金保険の記録が同年9月1日となっているので、入社日に訂正してほしい。また、給料は27万5,000円の契約をしたが、標準報酬月額が17万円で届出されている。給与明細書のとおり標準報酬月額28万円の厚生年金保険料が控除されているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間④について、給料は月額30万円の雇用契約をしたが、標準報酬月額が26万円で届出されている。給与明細書では標準報酬月額が26万円の厚生年金保険料が控除されているが、30万円の標準報酬月額の記録に訂正

してほしい。

申立期間⑤について、事業所から給与はもらったが給与明細書はもらっていない。社会保険加入も厚生年金保険料の控除も分からない。また、担当の社会保険労務士は死亡したため詳細は分からない。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成4年8月16日から同年9月1日までの期間については、給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であることから、平成4年9月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び当該事業所の委託社会保険労務士は、「就労は8月からと考えられる。届出における資格取得日の記入ミスと思われる」と回答していることから、事業主が平成4年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成4年9月から同年11月までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、同年9月は28万円とし、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、同年10月から11月までの期間については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「届出における報酬の記入ミスと思われる」と回答していることから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、③及び⑥については、申立人が提出した給与明細書等から、申立期間⑤については、事業主から提出された諸給与支払明細書及びタイムカードから、また、申立期間⑤及び⑥については、雇用保険の記録から、そ

れぞれ事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①、③、⑤及び⑥に係るいずれの期間についても給与明細書等において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるほか、申立期間に係る事業所の被保険者記録に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間③に係る事業主は、「営業であれば3か月から5か月の職場研修期間を設けていた」、申立期間⑤に係る事業主は、「年金手帳の提出を要請したが無かったため、厚生年金保険の加入手続ができなかった」と回答しているほか、申立期間⑥に係る事業主から提出された社員名簿には「社会保険未加入」との記載がある。

このほか、申立人の申立期間①、③、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できるその他の関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間④に係る申立人が主張する標準報酬月額の相違については、申立人から提出された雇用契約時の給料支払明細書により月額30万円の雇用契約は確認できるが、勤務後の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録の標準報酬月額は一致しており、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から40年4月1日まで
昭和39年10月31日に、A社B支店から同社D営業所に異動になった。
同営業所勤務の当初の期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿から、申立人が昭和39年4月1日から41年10月1日まで継続して勤務していたこと、同社部長から申立期間の保険料を控除していたとの回答があること、及び当該事業所が保管する社会保険被保険者台帳には、事業所単独の健康保険組合の健康保険料が申立期間も記録されていることから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に、A社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年4月の社会保険庁の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、入社から退職に至るまで社会保険については、異動によって空白が生じるはずが無いと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における申立期間①に係る資格取得日を昭和44年4月2日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月2日から同年5月1日まで
(一部期間相違)
② 昭和34年3月14日から57年7月28日まで
(標準報酬月額相違)

昭和36年3月14日、D県E市のA社に入社し、44年4月2日に同社B工場へ転勤したが、一日の空白も無く勤務を継続した。

社会保険庁の記録によれば、昭和44年4月2日にA社B工場に転勤した直後の同年4月の1か月間が厚生年金保険未加入となっている。厚生年金保険料を控除されていた給料明細書もあるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和36年3月から厚生年金保険被保険者資格を喪失した57年7月までの給料計算書(昭和43年5月、44年10月から47年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間の給料計算書を除く。)から標準報酬月額についても妥当か調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社に対して行った照会に対する回答書・在籍証明書、申立人から提出のあった給与支払明細書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和44年4月2日に、A社から同社B工場に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和44年4月の給与支払明

細書の保険料控除額から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②に係る標準報酬月額の相違については、申立人が所持する給与支払明細書における保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所における記録と一致していることが確認できることから、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における申立期間に係る資格取得日を昭和44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月1日まで

昭和40年3月、D市のA社に入社した。44年8月16日にE県F町のA社B工場へ転勤し現在も在職している。社会保険庁の記録において、A社B工場での資格取得日が44年9月1日とされており、1か月の空白期間が生じていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C社に対して行った照会に対する回答書、同社が提出した在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年8月16日に、A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、申立人のほかに同社が提出した在籍証明書に記載された4名についても、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届と同様の記録となっており、社会保険事務所がいずれの記録も誤ったとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA農業会における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年8月から同年9月までの期間については300円、同年10月については900円、同年11月については1,500円、同年12月については4,800円、24年1月から25年3月までの期間については4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月14日から25年4月1日まで

私は、昭和20年8月から旧A農業会に勤務し、21年4月から厚生年金保険の被保険者になった。その後法律の制定により23年8月から農業会は農業協同組合に改組されたが、その後も引き続き農業指導部職員として勤務した。当時の給料明細書が部分的に保存しており、農業協同組合改組後も引き続き保険料が引かれている。したがって、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び同僚の証言により、B農業協同組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和23年8月から同年9月までの期間については300円、同年10月については900円、同年11月については1,500円、同年12月については4,800円、24年1月から25年3月までの期間については4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C農業協同組合D本部から、B農業協同組合は昭和34年1月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後農業協同組合の組織として統廃合を繰り返しているため、確認できる資料は不明であると回答があり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 2 月まで

私は、親族の経営していた会社を退職後、別会社を設立した。厚生年金保険から国民年金への切替手続は、A市役所で、妻の手続と併せて行い、国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間当時は、経済的に全く問題無く、手続完了と同時に国民年金保険料は完納しているはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和63年12月ごろ、その妻と共に国民年金の加入手続をし、まとめて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月ごろに払い出されており、同年4月から6月までの国民年金保険料が同年7月3日にまとめて納付されている（平成元年7月分以降は、ほぼ毎月納付である。）ことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年5月ごろに行われ、現年度保険料についてまとめて納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人と一緒に加入手続をしたとするその妻は、申立期間は未納となっているが、平成17年1月に記録が訂正されるまでは、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、当該期間は第3号被保険者となっており、国民年金保険料を納付できない期間であった。

さらに、申立期間直後の平成元年3月の国民年金保険料は、当初未納であったところ、申立人が同年12月に厚生年金保険に加入したことによって発生した過誤納保険料を充当したことにより納付済みとなったものであり、仮に申立人が昭和63年12月ごろに加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付したという状況はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 10 日まで

昭和 41 年 4 月 1 日に A センターに事務職員として就職し、主に、医療保険請求事務を行っていた。厚生年金保険料については、添付した「昭和 45 年 3 月分給与明細書」のとおり控除されていた。都合により、45 年 3 月 31 日で退職したが、同年 4 月の月始めまでは、医療保険の請求事務、事務引き継ぎ等の業務に従事した。同年 4 月分の保険料について、添付した「昭和 45 年 4 月分給与明細書」には、3 月分保険料と同じ金額が控除されている。申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A センターの昭和 45 年 3 月分及び同年 4 月分給与明細書並びに本人が保管する入社以来退職までの全期間の給与明細のメモ書き、事業所から提出された社会保険被保険者台帳の賃金額、失業保険料額、健康保険料額及び厚生年金保険料額は一致し、申立人の給与から同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

しかし、事業主が保管している健康保険・厚生年金保険資格喪失届及び雇用保険被保険者記録により、申立人は昭和 45 年 3 月 31 日に申立事業所の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、昭和 45 年 4 月 10 日まで事務引き継ぎのため勤務していたとの主張であるが、同年 4 月 1 日から公立学校共済組合の組合員となっており、同年 4 月分給与明細書には、基本給等の欄に記載が無く、超勤手当欄にのみ金額が記載されていることから、申立事業所は超勤手当を翌月に支払っている事実が上記給与明細書のメモ書きから確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 11 月 24 日まで
私は申立期間当時、A市に在ったB社に勤めていた。提出した給与明細控えから昭和 35 年 9 月分及び同年 10 月分の健康保険料、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB社の昭和35年9月分及び同年10月分の賃金内訳表には「健康、厚生年金保険料」欄に金額が記載されており、保険料が控除されていることが確認できるものの、28年8月14日公布の(旧)日雇労働者健康保険法によれば、控除額は日雇労働者健康保険料と一致する上、当該内訳表によれば、35年9月の出勤日数は25.6日、同年10月は15.5日であり、申立人は、「毎年6月、11月の農繁期には勤務せず農作業を行っていて日雇だった」と供述していることから、事業所において日雇労働者として勤務していたことが推認でき、控除されていた保険料は、日雇労働者健康保険料であったと考えられる。

なお、申立人は、昭和36年4月1日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 278

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 2 月 28 日まで

A社に昭和 24 年 4 月から勤め、26 年 2 月に退職した。25 年 6 月ころに会社が経営不振のため、現金 5 万円を会社に貸し、その年の 12 月に結婚するために返済を求めたが返済してもらえず、26 年 2 月の退職するころに返済してもらったことがある。この返済のことで会社との関係が悪くなり、同年 2 月に退職することになった。厚生年金保険被保険者期間が 25 年 5 月までとなっているが、26 年 2 月まで認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 26 年 2 月まで勤務していたと供述しているが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間がある同僚からは申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る明瞭な証言は得られない上、当事業所は現存しておらず、事業主の所在も不明であり、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月23日から24年9月2日まで
② 昭和26年5月1日から28年8月1日まで
③ 昭和30年11月21日から31年6月2日まで

当時、結婚を理由とした退職でないと退職金等何ももらえないと聞いており、脱退手当金についても請求していないし、もらった覚えも無いので、脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の給付記録欄には脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年4月13日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、48年2月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで
年金手帳を持って社会保険事務所へ出かけ、記録を調べたところ、昭和 40 年 4 月から 45 年 4 月までの 61 月が脱退手当金として支給済みと言われた。私は今日まで脱退手当金の請求手続をしたことは無いのでその旨を話した。その時女性職員が、あなた自身で手続をしなくても会社で手続をしている場合もある。銀行口座に振り込まれているはずだから、よく調べるようにと言われた。

私は結婚以来、家計簿をつけているが、脱退手当金を受領した記録は無い。また、私自身脱退手当金を受け取ったことも無い。したがって、脱退手当金支払済みの記録を取り消し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印がされているほか、脱退手当金が支給された当時の住所が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したとする「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月18日から23年4月1日まで

昭和8年6月にA社に入社し、15年4月に軍隊に招集され、19年2月に戦地から帰国後、すぐ復職した。20年8月終戦後、会社は掛時計の製造に変更し、さらに、社名もB社に変更になったが、会社の実態も従業員も変わらなかった。そのころの22年7月から23年3月までの厚生年金保険の加入記録が無いが、亡き妻が家計簿をつけており、毎月の給与が確認できることから、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和22年から23年の家計簿により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、記載されている給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、連番になっている上、同僚の記録を確認したところ、申立人と同日の昭和22年7月17日に資格喪失している者が多数いる。その中の一人に聴取したところ、「労働争議があり、社長は一度会社を解散させ、B社を設立した。自分も退社した覚えが無いが、そのころの厚生年金保険の記録が欠落している」と証言している。

さらに、これらの事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも証言を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。